

## 近江八幡市立総合医療センター 公告

近江八幡市立総合医療センター駐車場運営管理業務公募型プロポーザルを次の通り行うので、公告する。

令和8年4月20日

近江八幡市病院事業管理者 白 山 武 司

### 近江八幡市立総合医療センター駐車場運営管理業務公募型プロポーザル実施要領

本要領は、近江八幡市立総合医療センター（以下「当院」という。）が、近江八幡市立総合医療センター駐車場運営管理業務（以下「本業務」という。）を担う運営管理事業者（以下「事業者」という。）の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

#### 1. 業務の目的

日々混雑し利用者にとって利用し難い状況となっている駐車場を民間事業者の専門的な技術・手法を活用して、効率的で効果的な駐車場運営管理を行うことにより利用者の利便性向上を推進することを目的とし、本業務を実施するにあたり、豊富な経験及び高い専門知識を有する事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により広く企画提案を募集し、提案内容を総合的に評価し、より内容の優れた最優秀提案事業者を決定する。

#### 2. 業務概要

(1) 業務名 近江八幡市立総合医療センター駐車場運営管理業務

(2) 業務内容

別紙「近江八幡市立総合医療センター駐車場運営管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 業務期間

令和8年10月1日から令和13年9月30日まで

\*業務期間に関しては事業者決定後に覚書を締結するものとする。

\*事業者決定から業務開始までは業務準備期間としてカメラ式駐車場システムの導入工事および利用者等への周知を行うこととする。

(4) 駐車台数（管理区域）

○来院車駐車場

北側一般駐車場・・・338台

入口東駐車場・・・75台

身障者駐車場・・・6台

ハートフル駐車場・・・12台

○職員駐車場

職員駐車場（南側新駐車場合）・・・450台

準夜駐車場・・・37台

へりポート横・・・17台

三角地駐車場（こども園横）・・・56台

(5) 外来患者数 890人/日（令和7年度平均）

入院患者数 322人/日（ 〃 ）

(6) 業務形態

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）とする。使用料については、運営管理上見込める駐車場料金合計から経費等を差し引いた額とし1円以上で提案を行うこと。

※使用許可期間は1年度を単位とし、毎年度使用許可を受けること。

※原則として業務期間中は使用許可の更新を受けることができるが、業務の実施遂行状況によっては許可を行わない場合がある。その場合には設置した機器類等を速やかに撤収すること。

※継続を希望しない場合は、6か月前までに書面により当院に届け出ること。

### 3. 事業者の選定方式

#### 公募型プロポーザル方式

### 4. 選定スケジュール

スケジュールは次のとおり。ただし、やむを得ない事情により変更することがある。

項目	期日	備考
募集開始	令和8年4月20日（月）	ホームページ及び公告
質問事項の受付期限	令和8年4月27日（月）	電子メールにて受付
質問事項への最終回答	令和8年5月1日（金）	ホームページ・電子メールにて回答
競争参加資格審査申請書提出期限	令和8年5月11日（月）	5.「参加資格要件等」（1）に該当する場合
競争参加資格通知書発送	令和8年5月15日（金）	〃
参加申込書の提出期限	令和8年5月25日（月）	持参又は郵送（午後3時必着）
企画提案書の提出期限	令和8年6月1日（月）	持参又は郵送（午後3時必着）
プレゼンテーション審査	令和8年6月10日（水） <b>予定</b>	時間は別途通知
審査結果の通知	令和8年6月12日（金） <b>予定</b>	郵送
契約締結	交渉権を得た事業者と調整	

## 5. 参加資格要件等

本プロポーザルに参加できる者は、本業務への参加意欲があり、また、本業務に係る十分な知識及び導入実績などを備え、次に掲げる事項のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和8年度近江八幡市役務提供入札参加資格名簿に登録されている者であること。ただし、登録していない者については、別途定める「近江八幡市立総合医療センター駐車場運営管理業務における参加資格申請書提出要項」に基づき、競争参加資格申請書を提出すること。受付後、入札に参加するための参加資格を審査し、参加資格を有すると認められたものを入札参加対象とし通知する。なお、認めた競争参加資格については、当該入札のみ有効とする。
  - ・競争参加資格審査申請書提出期限：令和8年5月11日（月）午後3時（必着）
  - ・提出先及び提出方法：「16 事務局」まで持参又は郵送にて提出のこと。
    - \*なお、持参の場合は、平日8時30分から17時15分までを受付時間とする
  - ・競争参加資格通知書送付：令和8年5月15日（金）
- (2) 審査結果通知の日までに、近江八幡市病院事業建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準（平成25年病管規程第13号）に基づく停止措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第255号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、若しくは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続等開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 自己又は自社若しくは自社の役員等が、近江八幡市暴力団排除条例（平成23年近江八幡市条例第25号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に指定する暴力団員に該当しないこと。
- (6) 本プロポーザル公告日の時点で、300台以上の病院駐車場をカメラ式駐車場システムにより運営管理を行っていること。
- (7) コールセンターを自社、もしくは自社グループ内に有していること。
- (8) 利用者の個人情報を取り扱うことがあるため、プライバシーマーク資格を取得していること。参加申込の際、当該資格証明書の写しを提出すること。

## 6. 公募関係書類の配布

### (1) 資料配布

要領・各種様式・仕様書・図面

### (2) 交付場所 近江八幡市立総合医療センター

総務課管理グループ 図書室前廊下（担当者呼び出しにて）

Eメールにて配布希望の場合は 030202@city.omihachiman.lg.jp へ依頼すること。

### (3) 交付期限 公告日から令和8年5月15日（金）午後3時までとする。

訪問時は、図書室での呼び出し時間、メールは着信時間とする

## 7. 質問について

質問方法	質問書（様式 1）により電子メールで提出すること。また、提出した場合は必ず当院担当者へ受信確認の電話をすること。 ※ 受信確認の電話については、平日 8 時 30 分から 17 時 15 分までに行うこと。
受付期限	令和 8 年 4 月 27 日（月） 午後 3 時（必着） ※ 電話又は持参による質問の受け付けは行わない。
提出先	「16 事務局」に記載のとおり。
回答方法	令和 8 年 5 月 1 日（金）に、電子メールにて回答及び当院ホームページに掲載する。

## 8. プロポーザルへの参加申込み

参加資格要件を満たし、プロポーザルに参加しようとする者（以下「プロポーザル参加事業者」という。）は、次によりプロポーザル参加申込書を提出すること。副本においては、商号・名称等を伏せた形で作成したものとする。

提出書類	① プロポーザル参加申込書（様式 2） ② 会社概要書（様式 3） ③ 業務実績調書（様式 4） ④ 設置コールセンター一覧（様式 5） ⑤ プライバシーマークの写し
提出部数	①・・・1 部 ②～⑤・・・各 7 部
提出期限	令和 8 年 5 月 25 日（月） 午後 3 時（必着） ※ 期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。
提出方法	郵送もしくは持参
提出先	「16. 事務局」に記載のとおり。
参加辞退	プロポーザル参加申込書の提出後、参加を取りやめる場合は、「プロポーザル参加辞退届（様式 8）」を令和 8 年 6 月 1 日（月）までに提出すること。なお、提出された書類は返却しない。

## 9. 企画提案書及び見積書の提出

プロポーザル参加申込書を提出した者は、以下の書類を提出すること。

副本においては、商号・名称等を伏せた形で作成したものとする。

提出書類	<p>次の書類について提出すること。</p> <p>① 企画提案書等提出届（様式6）</p> <p>② 企画提案書（任意様式）</p> <p>以下の項目及び 11. 評価基準に沿った内容で記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務を行うにあたっての方針、役割、コンセプト</li> <li>・業務実施体制、管理体制</li> <li>・機器の性能、操作性</li> <li>・機器を用いた具体的な運用案</li> <li>・安全対策について</li> <li>・周知案内方法</li> <li>・トラブル時の対応方法</li> <li>・作業工程</li> <li>・駐車場料金体系の提案</li> <li>・独自提案</li> </ul> <p>③ 見積書（任意様式）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料について、月額で記載のこと。</li> </ul> <p>企画提案書に使用料を記載の場合であっても見積書を提出のこと。</p> <p>④ 業務実施体制概要書（様式7）</p>
提出期限	<p>令和8年6月1日（月） 午後3時（必着）</p> <p>※ 期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。</p>
提出部数	<p>①③・・・1部</p> <p>②④・・・正本1部 副本7部</p>
提出方法	郵送もしくは持参
提出先	「16. 事務局」に記載のとおり。

## 10. プレゼンテーション

開催日	<p>令和8年6月10日（水）予定</p> <p>※時間及び場所については、別途通知する。</p>
内容	<p>プレゼンテーション 30分以内</p> <p>質疑応答 20分程度</p>
出席者	説明者を含め3名以内
その他	<p>① プレゼンテーションを行うにあたっては、企画提案書と同様、商号・名称を伏せた形で行うこと。当日は、進行の関係からA社、B社等として案内を行う。</p>

	<p>② プレゼンテーションで求める内容は、企画提案書の説明、内容・表現を補足するための追加説明及び質疑に対する回答とする。また、質疑に対して回答した内容は、企画提案に含めるものとする。なお、企画提案書と異なる内容の説明は認めない。</p> <p>③ プレゼンテーションは非公開とする。</p> <p>④ プレゼンテーションの実施順序は、プロポーザル参加申込書の受付順とする。</p> <p>⑤ プロジェクター及びスクリーン（モニター）は当院で準備するが、パソコン等プレゼンテーションの際に必要な機材は持参すること。なお、説明会場において、持込みパソコンによる当院のインターネット環境への接続はできない。</p> <p>*プロジェクターとパソコンの相性により、正常に表示されない場合があります。その際は、当院用意のパソコンを使用いただきます。データを表示できるようにUSBも持参ください。</p>
--	--

## 11. プロポーザル評価基準

### (1) 評価基準の位置づけ

評価点の算出方法並びに最優秀提案事業者及び次点者の選定方法を示すものである。

### (2) 最優秀提案事業者及び次点者の選定

- ① 企画提案書及びプレゼンテーション、運営管理実績、使用料見積書について評価を行い、最優秀提案事業者及び次点者を選定する。
- ② 評価については、「近江八幡市立総合医療センター駐車場運営管理業務公募型プロポーザル業者選定委員会」が行う。

### (3) 審査項目・配点

審査項目	配点
(1) 企画提案書及びプレゼンテーション	210
(2) 運営管理実績	20
(3) 使用料見積	20
合 計	250

### (4) 評価項目・評価基準

評価項目	評価基準	配点	満点
①提案力・プレゼンテーション能力	本業務の主旨を理解し、仕様書の内容を反映した提案となっているか。	2	10
	提案内容が理解でき、懸念点についても解消されたか。	2	10

②設置機器類 及び運用方法 について	入出庫に関する機器の設置数と場所が適正であるか。 へりの運行、緊急車両、市民バスの運行に影響がない設置場所か。	2	10
	事前精算機の設置数と場所は、適正であるか。 支払い方法が利用者にとって理解しやすいか。 電子マネー、その他独自の精算方法を備えた機器であるか。	2	10
	割引券・無料券発券機の設置台数と場所は適正であるか。 機器については、職員が容易に操作を行えるか。 運用方法は当院職員への負担が少ない提案であるか。	4	20
③安全対策	場内、入出庫時の安全対策を考えた機器の配置となっているか。 入出庫時の安全対策は取られているか。	2	10
④事前周知・ 案内表示につ いて	本業務開始前の周知については、利用者が理解しやすいか。 誤解を招くような表現がないか。	2	10
	利用者の視認性、認知性を確保したデザイン、設置場所であるか。	2	10
⑤業務遂行能 力	本業務を行うための人員が適切に配置されているか 主担当を含めた複数名での体制が取られているか。	2	10
	緊急時の体制が構築されているか。	2	10
⑥トラブル時 の対応につい て	コールセンターを複数有しているか。又、いつでも繋がる体制が取れて いるか。	2	10
	機器の不具合、故障、利用者からの苦情等のトラブルについて、至急現場 に到着できるような体制が取れているか。	4	20
	不正利用、放置車両への対処方法が確立しているか。	4	20
⑦駐車場料金 体系について	駐車場料金体系は妥当であるか。 他院と比較し正当な設定であるか。 当院の利用者に沿った設定となっているか。	2	10
⑧導入までの 工程について	無理のないスケジュールか。 当院利用者へ影響が出ない作業工程であるか。	2	10
⑨独自提案	有効な提案事項が行われたか。	6	30
⑩運営管理実 績	令和5年4月1日から現在まで以下の項目ごとの駐車場運営管理実績につ いて、参加資格の実績を、4点（最低）として以下の条件を満たした 件数×4点を加点する。 ①病院駐車場の運営管理実績（管理台数不問）が25件以上 ②病院に限らず300台以上の駐車場の運営管理実績（1契約当たり）		20

	<p>が25件以上</p> <p>③病院でのカメラ付き駐車場システムでの運用管理実績（管理台数不問）が8件以上</p> <p>④県内病院での運営管理実績（システム、管理台数不問）が8件以上</p> <p>業務実績の提出について、</p> <p>①②については、30件を上限として様式4に記載すること。</p> <p>③④については、10件を上限として様式4に記載すること。</p> <p>なお、条件を満たしていれば、実績として重複可とする。（例：県内病院で400台分をカメラ式駐車場システムで運営管理していれば、全ての実績として可）</p>												
⑪使用料	<p>見積書の価格により以下のとおりの点数とする。（月額）</p> <table border="0"> <tr> <td>① 20万円以上</td> <td>20点</td> </tr> <tr> <td>② 10万円から19万9999円</td> <td>16点</td> </tr> <tr> <td>③ 5万円から 9万9999円</td> <td>12点</td> </tr> <tr> <td>④ 2万円から 4万9999円</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>⑤ 1円から 1万9999円</td> <td>4点</td> </tr> </table>	① 20万円以上	20点	② 10万円から19万9999円	16点	③ 5万円から 9万9999円	12点	④ 2万円から 4万9999円	8点	⑤ 1円から 1万9999円	4点		20
① 20万円以上	20点												
② 10万円から19万9999円	16点												
③ 5万円から 9万9999円	12点												
④ 2万円から 4万9999円	8点												
⑤ 1円から 1万9999円	4点												

#### (5) 審査方法

- ア. 選定委員会委員（以下、委員という）は企画提案書及びプロポーザルに基づき評価基準毎に、A（5点）想定より非常に優れている。B（4点）想定より優れている。C（3点）想定される範囲内である。D（2点）やや劣っている。C（1点）劣っている。の5段階で評価を行う。評価に配点を乗じた数値を各評価基準の点数とする。また、その合計を各委員における事業者の企画提案書及びプロポーザルの評価点とする（評価項目①～⑨）。
- イ. アの点数の委員平均を事業者の企画提案書及びプロポーザルに基づく評価点とする。
- ウ. イの評価点に⑩運営管理実績、⑪使用料の点数を合算した点数が最高点の事業者を最優秀提案事業者とし、次に点数が高い者を次点者とする。最高点が複数の場合は、選定委員会での協議の上、順位を決定する。
- エ. ただし、イの評価点が126点以上でなければ、交渉権者として認めない。
- オ. 参加事業者が1者の場合も選定を行うこととする。

なお、選定委員会での審査は非公開とし、選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。選定結果で公表する内容は、以下のとおりとし、近江八幡市立総合医療センターホームページに掲載する。また、公表する点数は評価項目①～⑪の合計点数のみとし、各配点事項の点数等の詳細については公表しない。審査方法エにより、合計点数が上位であっても、最優秀提案事業者、次点者とならない場合がある。その場合においても詳細については公表しない。

○公表内容

最優秀提案事業者及び次点者の名称及び評価点数

## 12. 選定結果の通知

選定結果の通知については、全てのプロポーザル参加事業者に対して通知する。

## 13. 覚書の締結

### (1) 覚書の締結

公有財産の使用許可の申請に基づき、最優秀提案事業者を優先交渉権者として使用許可を行うこととする。

本業務においては、業務期間等を定めた覚書を締結する。

### (2) 次点者との交渉

前項の協議が不調の場合は、次点者と協議の上、同様に覚書を締結するものとする。

## 14. プロポーザルの中止等

やむを得ない理由により、プロポーザルを実施できないと認められるときは、延期又は中止する可能性がある。この場合において、プロポーザルに要した費用を当院に請求することはできないものとする。

## 15. プロポーザル参加に際しての留意事項

### (1) 失格事由

以下のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 「5 参加資格要件等」を満たさなくなった場合。
- ② 提出書類等に虚偽の記載があった場合。
- ③ 審査の公平性を害する行為や著しく信義に反する行為があった場合。
- ④ 契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。
- ⑤ その他、選定委員会が失格と認めた場合。

### (2) 無効事由

以下のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合。

### (3) 留意事項

- ① 提出された一切の書類は返却しない。
- ② 提出以降における書類の加除修正、差し替え及び再提出は認めない。ただし、誤字、脱字等の軽微な場合で、当院が認めた場合はこの限りでない。
- ③ 書類提出後、当院の判断で補足資料等の提出を求める場合がある。
- ④ 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、当院が複製を作成することがある。

- ⑤ 公募型プロポーザルの参加に係る経費は、プロポーザル参加事業者の負担とし、当院はその一切を負担しない。
- ⑥ 提出書類の著作権はプロポーザル参加事業者に帰属する。ただし、選定を行う作業に必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。また、当院が必要と認めた場合は提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- ⑦ 提案に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等の法令によって保護される第三者の権利の対象となっている実施方法等を使用した結果生じた責任は、原則としてプロポーザル参加事業者が負うものとする。
- ⑧ 提出書類は原則として非公開とする。ただし、情報公開請求があった場合、近江八幡市情報公開条例（平成 22 年 3 月 21 日条例第 14 条）に基づき全ての資料を開示する場合がある。

#### 16. 事務局（本プロポーザルの担当者）

〒523-0082

滋賀県近江八幡市土田町 1379 番地

近江八幡市立総合医療センター

総務課管理グループ 森 祥至

電話：0748-33-3151（代表）

担当者メール：030202@city.omihachiman.lg.jp